

モニタリング結果報告書

平成１９年８月

モニタリングの対象となる施策目標	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること
------------------	------------------------

１．政策体系上の位置付け

基本目標	Ⅲ	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標	３	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること
施策目標	３－２	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること
個別目標	１	被災労働者の円滑な社会復帰を促進すること
		(主な事務事業) ・義肢等補装具支給の事業 ・アフターケア実施の事業
個別目標	２	被災労働者等の援護等を図ること
		(主な事務事業) ・労災就学等援護費支給の事業 ・未払賃金立替払事業
施策の概要（目的・根拠法令等）		
１ 目的等 業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、適正な労働条件の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。 ２ 根拠法令等 ○労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号） ○賃金の支払の確保等に関する法律（昭和５１年法律第３４号）		
主管部局・課室	労働基準局労災補償部労災管理課	
関係部局・課室	労働基準局監督課	

２．施策目標に関する指標

施策目標に係る指標 (達成水準／達成時期)						
		H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1	義肢等補装具の支給件数 (単位：件) (－)	8, 471	8, 247	7, 996	8, 141	集計中
2	アフターケア実施件数 (単位：件) (－)	424, 838	431, 343	432, 906	434, 142	集計中
3	労災就学等援護費の支給件数 (単位：件) (－)	44, 140	43, 557	43, 039	42, 913	集計中
4	未払賃金の立替払件数 (単位：件) (－)	4, 734	4, 313	3, 527	3, 259	3, 014
(調査名・資料出所、備考)						
・指標 1 及び 2 は、労働基準局作成の「労働者災害補償保険事業年報」による。						
・指標 3 は、労働基準局の調べによる。						

- ・指標４は、(独)労働者健康福祉機構の調べによる。
- ・平成１８年度の数値は、平成１９年１１月（指標３）及び平成２０年１月（指標１及び２）に確定値を公表予定である。

3. 個別目標に係る指標等

個別目標 1 被災労働者の円滑な社会復帰を促進すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標						
(達成水準／達成時期)		H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1	義肢等補装具の支給件数 (単位：件) (－) ※施策目標に係る指標 1 と同じ。	8, 471	8, 247	7, 996	8, 141	集計中
2	アフターケア実施件数 (単位：件) (－) ※施策目標に係る指標 2 と同じ。	424, 838	431, 343	432, 906	434, 142	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
・指標 1 及び 2 は、労働基準局作成の「労働者災害補償保険事業年報」による。 ・平成 1 8 年度の数値は、平成 2 0 年 1 月に確定値を公表予定である。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 義肢等補装具支給の事業						
平成18年度 2,105百万円（補助割合：「国」／「」[「」／「」]						
予 算 額 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）						
実 施 主 体 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）						
概要： 業務上の事由又は通勤災害により傷病を被り、四肢の亡失又は機能障害等の残った被災労働者に対し、職場生活に順応し、円滑に社会復帰することを促進するため、義肢その他の補装具を支給するもの。						
事務事業名 アフターケア実施の事業						
平成18年度 3,412百万円（補助割合：「国」／「」[「」／「」]						
予 算 額 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）						
実 施 主 体 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）						
概要： 業務災害又は通勤災害により被災した労働者に対して、その被災者の症状が固定した（治ゆ）後においても、後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがあることから、必要に応じ傷病の再発予防その他保健上の措置を講じるもの。						

個別目標 2 被災労働者等の援護等を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標						
(達成水準／達成時期)		H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1	労災就学等援護費の支給件数 (単位：件) (一) ※施策目標に係る指標 3 と同じ。	44, 140	43, 557	43, 039	42, 913	集計中
2	未払賃金の立替払件数 (単位：件) (一) ※施策目標に係る指標 4 と同じ。	4, 734	4, 313	3, 527	3, 259	3, 014
(調査名・資料出所、備考)						
・指標 1 は、労働基準局労災補償部の調べによる。 ・指標 2 は、(独)労働者健康福祉機構の調べによる。 ・平成 1 8 年度の数値は、平成 1 9 年 1 1 月に確定値を公表予定である。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名：労災就学等援護費支給の事業						
平成18年度：2,812百万円（補助割合：「国」／「」[「」／「」][「」／「」]						
予 算 額：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）						
実 施 主 体：本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）						
概要： 業務上の事由又は通勤により死亡し、又は重度障害を受けた労働者又はその子弟のうち、学費等の支弁が困難であると認められる者に対して、支給対象者が在学する学校の段階に応じて一定額を支給するもの。						
事務事業名：未払賃金立替払事業						
平成18年度：18,728百万円（補助割合：「国」／「」[「」／「」][「」／「」]						
予 算 額：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）						
実 施 主 体：本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）						
概要： 企業倒産により賃金の支払を受けられないまま退職を余儀なくされた労働者に対し、未払賃金のうち一定範囲のものを国が事業主に代わって立替払するもの。						